

# 人事委員会年報

平成22年度

鳥取県人事委員会



# 目 次

## 第1部 人事委員会の組織と運営

### 第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置	1
二 人事委員会の構成及び運営	1
三 人事委員会の権限	1
四 人事委員会の開催状況	2
五 人事委員会規則の制定・改廃	8
六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出	10

### 第2章 事務局

一 組織	11
二 事務分掌	11

## 第2部 人事委員会の業務

### 第1章 職員の任用

一 任用制度の概説	12
1 任用の意義、種類	12
2 任用の根本基準	12
3 任用の方法	12
二 採用試験等の状況	12
1 採用試験	12
2 昇任試験	20
3 選考による任用	20
三 育休任期付職員制度	21
四 任期付職員制度	22
五 任期付研究員制度	23
六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）	23
七 公益法人等への職員派遣制度	23
八 臨時的任用	24

### 第2章 職員の給与

一 職員給与の実態	25
二 民間給与の実態	26
三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告	29
四 平成22年度の各所属との給与制度等に関する意見交換会実施状況	34

### 第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概説	35
二 勤務時間、休日及び休暇等	35
三 職務に専念する義務の特例	36
四 県費負担教職員の特別休暇の特例	36

## 第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概説	38
二 厚生福利及び公務災害補償制度	38
三 勤務条件に関する措置要求	38
1 措置要求の意義	38
2 措置要求事案の取扱状況	38
3 平成22年度末係属事案	38
四 不利益処分に関する不服申立て	38
1 不服申立ての意義	38
2 不服申立事案の取扱状況	39
五 職員からの苦情処理	39
1 苦情処理の意義	39
2 苦情申出事案の取扱状況	39
3 平成20年度中処理事案	39

## 第5章 職員団体

一 概説	40
二 職員団体の登録	40
1 登録の意義及び効果	40
2 登録職員団体	40
3 平成22年度の職員団体登録申請取扱件数	41
三 管理職員等の範囲の指定	41

## 第6章 労働基準監督

一 概説	42
二 労働基準監督の職権行使の区分	42
1 人事委員会が職権を行使する機関	42
2 労働基準監督署長が職権を行使する機関	43
三 労働基準監督の職権の内容	43
1 労働基準法に基づく職権	43
2 労働安全衛生法に基づく職権	43
四 平成22年度の労働基準監督事項取扱状況	44
五 平成22年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況	46

## 第7章 公平委員会の事務の受託

一 概説	47
二 受託団体	47
1 町村	47
2 一部事務組合	48
3 広域連合	48
三 受託事務の内容	48
四 受託事務の取扱状況	49
1 措置要求事案の取扱状況	49
2 不服申立事案の取扱状況	49
3 苦情申出事案の取扱状況	50
4 職員団体の登録状況	50
5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について	51
6 管理職員等の範囲の指定の状況	52

人事委員会委員・事務局職員名簿	53
-----------------	----

# 第1部 人事委員会の組織と運営

## 第1章 人事委員会

### 一 人事委員会の設置

昭和26年6月12日（地方公務員法第7条第1項、鳥取県人事委員会設置条例）

### 二 人事委員会の構成及び運営

#### （1）構成

3人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第9条の2第1項）

#### （2）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第9条の2第2項）

#### （3）委員の任期

4年（地方公務員法第9条の2第10項）

#### （4）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第10条）

#### （5）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第11条）

### 三 人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

- ・給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
- ・職員に関する条例の設定・改廃についての議会への意見の申し出
- ・人事行政の運営に関する任命権者への勧告
- ・勤務成績の評定、研修計画の立案等に関する任命権者への勧告
- ・給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告
- ・給与の支払いの監理
- ・競争試験又は選考の実施
- ・臨時的任用の承認
- ・職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
- ・登録職員団体の法人となる旨の届出の受理
- ・労働基準監督機関としての職権の行使
- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員団体の登録の取消しに関する口頭審査
- ・法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
- ・職員の苦情処理

#### 四 人事委員会の開催状況

回	年 月 日	議 事
1	平成22. 4. 19	<p>議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について</p> <p>議案第2号 職員の採用選考について</p> <p>議案第3号 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>議案第4号 平成22年職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>議案第5号 労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について</p> <p>議案第6号 平成22年職種別民間給与実態調査の付帯調査の実施について</p> <p>報告第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の採用候補者について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について</p> <p>（2）民間給与と公務員給与の比較における課題の検討について</p> <p>（3）組合専従退職者の復職時調整に係る民間実態再調査の実施検討について</p> <p>（4）平成22年度主要課題について</p>
2	平成22. 5. 14	<p>議案第1号 平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第4号 一般任期付職員の採用の承認について</p> <p>議案第5号 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>報告第1号 2010年度 賃金、労働条件改善に関する要求書について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）人物試験の見直しについて</p> <p>（2）全人連公平審査研修会の研究テーマの回答について</p> <p>（3）不利益処分報告の取扱いについて</p> <p>（4）県職員給与のあり方に関する知事部局等との意見交換の実施について</p> <p>（5）教育職給料表一本化に係る教育委員会の取組現況について</p> <p>（6）平成21年度時間外勤務の実態調査結果等について</p>

回	年 月 日	議 事
3	平成22. 5. 28	<p>議案第1号 人事委員会規則及び通知の一部改正について 協議等事項</p> <p>(1) 人物試験の見直しについて (2) 全人連公平審査研修会の研究テーマの回答について (3) 人事委員会の報告事項等の取扱いについて (4) 職員団体からの要求に対する回答方針案協議について</p>
4	平成22. 6. 7	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 報告第1号 労働者死傷病報告について</p>
5	平成22. 6. 24	<p>議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について 議案第2号 職員の昇任選考について 議案第3号 平成22年（不）第1号～第5号事案に係る審査の併合について 議案第4号 人事委員会通知の一部改正について 議案第5号 職員団体からの要求に対する回答について 協議等事項</p> <p>(1) 平成22年（不）第1号～第5号事案の口頭審理準備手続について</p>
6	平成22. 7. 2	<p>議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 平成22年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について 議案第3号 平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について 議案第4号 平成22年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の実施について 議案第5号 平成22年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）【保健師（警察職員）】の実施について 議案第6号 選考により採用することができる職に係る承認について 報告第1号 平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の採用候補者について</p>
7	平成22. 7. 16	<p>議案第1号 一般任期付職員の採用の承認について 議案第2号 解雇予告の除外認定について</p>

回	年 月 日	議 事
8	平成22.7.30	議案第1号 東部総合事務所職員の軽油検査業務に係る有機溶剤中毒防止予防規則の一部適用除外認定について
9	平成22.8.19	委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について 会議出席者及び議事録作成者の指定について 議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 平成22年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について 議案第3号 一般任期付職員の採用の承認について 議案第4号 人事委員会規則の一部改正について 議案第5号 人事委員会通知の一部改正について 議案第6号 職員の昇任選考について 議案第7号 西部総合事務所職員の軽油検査業務に係る有機溶剤中毒防止予防規則の一部適用除外認定について 報告第1号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について 協議等事項 （1）平成22年（不）第1号～第5号事案の口頭審理準備手続きについて
10	平成22.9.1	議案第1号 解雇予告の除外認定について 報告第1号 2010年度 賃金、労働条件改善に関する要求書について 協議等事項 （1）平成22年 職員の給与等に関する勧告の方向性について （2）給与勧告 検討資料（民間給与関係） （3）給与勧告 検討資料（県職員関係）
11	平成22.9.8	議案第1号 2010年度 賃金、労働条件改善に関する要求書回答案について 協議等事項 （1）平成22年 職員の給与等に関する報告・勧告等の検討課題について （2）2010年度 賃金、労働条件改善に関する要求書回答案について

回	年 月 日	議 事
12	平成22. 9. 16	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>議案第2号 平成22年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について</p> <p>議案第3号 職員の昇任選考について</p> <p>協議等事項 （1）平成22年 職員の給与等に関する報告・勧告概要について</p>
13	平成22. 9. 27	<p>協議等事項 （1）平成22年 職員の給与等に関する報告・勧告案について （2）任期付研究員の任期満了後の正職員への選考採用について</p>
14	平成22. 10. 1	<p>議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第3号 平成22年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第4号 職員の給与等に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について</p>
15	平成22. 10. 7	<p>議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）【保健師（警察職員）】の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第4号 人事委員会規則の一部改正について</p>
16	平成22. 11. 10	<p>議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>議案第2号 平成22年度鳥取県職員採用試験（身体障がい者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について</p> <p>議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第4号 不服申立ての受理及び審査員の指名について</p> <p>議案第5号 人事委員会通知の一部改正について</p> <p>議案第6号 人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について</p>

回	年 月 日	議 事
17	平成22. 11. 30	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>議案第2号 人事委員会告示の一部改正について</p> <p>議案第3号 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>報告第1号 平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の採用候補者について</p> <p>報告第2号 平成22年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者について</p> <p>報告第3号 平成22年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）【保健師（警察職員）】の採用候補者について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）11／25総務教育常任委員会報告事項等（人事企画課）について</p> <p>（2）公民比較における役付対応関係の見直し等に関する論点整理案等について</p>
18	平成22. 12. 17	<p>議案第1号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第3号 平成22年人事管理に関する報告の訂正について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）職員採用試験の見直し等について</p> <p>（2）研究職給料表の見直しについて</p> <p>（3）公民比較における役職対応関係の見直しの今後の進め方について</p>
19	平成23. 1. 12	<p>議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について</p>
20	平成23. 1. 19	<p>議案第1号 平成23年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）平成22年（不）第6号事案の争点整理等について</p>
21	平成23. 2. 2	<p>議案第1号 人事委員会規則及び人事委員会委員長通知の一部改正等について</p> <p>議案第2号 職員の給与に関する報告及び勧告について</p> <p>報告第1号 職員からの苦情・相談概要及び処理状況について</p>

回	年 月 日	議 事
22	平成23. 2. 10	議案第1号 平成23年度鳥取県警察官採用試験（警察官A）の実施について 議案第2号 職員の昇任選考について 議案第3号 一般任期付職員の任期の更新の承認について
23	平成23. 2. 22	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 職員の採用選考について 議案第3号 職員の昇任選考について
24	平成23. 3. 4	議案第1号 公平委員会事務受託団体職員からの不服申立ての受理について 議案第2号 人事委員会規則及び通知の一部改正について 議案第3号 現業職員の一般行政職への転任の承認について
25	平成23. 3. 18	議案第1号 職員の採用選考について 議案第2号 職員の昇任選考について 議案第3号 一般任期付職員の採用の承認について 議案第4号 人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について 議案第5号 職員の職務に専念する義務の免除等について
26	平成23. 3. 28	議案第1号 任期付研究員の任期を定めた採用等の承認について 議案第2号 人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について 議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例第3条第1項第4号の「人事委員会が認める業務」の承認について

五 人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規則名	概要
平成22. 4. 23	11	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	岩美町、大山町、南部町、伯耆町、江府町及び鳥取中部ふるさと広域連合の行政組織の改正に伴う改正
平成22. 5. 21	12	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	時間外勤務代休時間の新設に伴う所要の改正
平成22. 6. 1	13	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う所要の改正
平成22. 6. 1	14	職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正
平成22. 8. 24	15	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三朝町の行政組織の改正に伴う改正
平成22. 10. 12	16	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	新生公立大学設立準備室の室長の職の設置に伴う改正
平成22. 10. 15	17	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正
平成22. 11. 30	18	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	水産試験場に試験船おしどりが置かれることに伴う管理職員等の範囲についての所要の改正
平成23. 2. 8	1	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	教育職給料表の適用を受ける職員に係る級別資格基準の規定について実務に即した所要の改正
平成23. 3. 11	2	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	月60時間を超える時間外勤務の積算対象となる勤務に日曜日における勤務等を加える等の改正
平成23. 3. 11	3	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	夏季休暇の期間を、原則として連続する5日(改正前4日)の範囲内の期間とする改正
平成23. 3. 23	4	研究職給料表の改定に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則管理	研究職における職位と職務の位置付けが一職一級に整理されること等に関連する所要の規定の整備
平成23. 3. 23	5	平成23年改正条例附則別表第2の人事委員会規則で定める号給の決定に関する規則	研究職給料表の改定に基づいて、職務の級が切り替えられる者で、人事委員会規則で定めることとされているものの切替日における号給を決定

公布年月日	規則番号	規則名	概要
平成23. 3. 23	6	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	オンコールに係る手当が追加されたことに伴う所要の規定の整備
平成23. 3. 23	7	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正による義務教育等教員特別手当の支給限度額の引下げに伴う改正
平成23. 3. 23	8	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正
平成23. 3. 30	9	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成23. 3. 30	10	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	初任給の算定において、前歴を有する者の号給の調整方法の特例規定を設ける改正
平成23. 3. 30	11	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成23. 3. 30	12	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成23. 3. 30	13	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	八頭町ほか3団体の行政組織の改正に伴う改正
平成23. 3. 30	14	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	災害時において職員の現住居が滅失し一時避難している場合や職員以外に生活に必要な物資の確保を行うことができない場合に特別休暇を認めることとする等所要の改正
平成23. 3. 30	15	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

## 六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出

地方公務員法第5条第2項の規定により、平成22年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照 会 年 月 日	条 例 案 名	意見の申し出の概要
回 答 年 月 日		
平成22年 6月 2日	・ 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について	異議なし
平成22年 6月 7日		
平成22年 9月13日	・ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について	異議なし
平成22年 9月16日		
平成22年11月24日	・ 職員の給与に関する条例等の一部改正について	異議なし
平成22年11月30日		
平成23年 2月14日	・ 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ・ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について ・ 職員の給与に関する条例の一部改正について ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	異議なし
平成23年 2月22日		

## 第2章 事務局

### 一 組織

職員定数 12人 現員 12人



### 二 事務分掌

課 名	事 務 分 掌
任 用 課	1 任用及び服務制度に関する事。 2 職階制に関する事。 3 職員の研修及び勤務評定制度に関する事。 4 人事記録に関する事。 5 職員の分限及び懲戒に関する事。 6 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 7 不利益処分に関する不服申立てに関する事。 8 職員からの苦情処理に関する事。 9 職員の厚生福利制度に関する事。 10 公平委員会の受託事務に関する事。 11 人事委員会の会議に関する事。 12 事務局の人事、予算、決算、経理に関する事。 13 事務局の庶務に関する事。
給 与 課	1 給与制度に関する事。 2 給与の支払監理に関する事。 3 給与に関する報告並びに勧告及び意見に関する事。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関する事。 5 旅費に関する事。 6 職員の勤務時間及び休暇に関する事。 7 職員団体に関する事。 8 労働基準監督機関の職権の行使に関する事

## 第2部 人事委員会の業務

### 第1章 職員の任用

#### 一 任用制度の概説

##### 1 任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の4種類がある。(地方公務員法第17条第1項)

##### 2 任用の根本基準

- ① すべての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない。(地方公務員法第13条)
- ② 任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。(地方公務員法第15条)

##### 3 任用の方法

競争試験及び選考の2種類がある。(地方公務員法第17条第3項)

#### 二 採用試験等の状況

##### 1 採用試験

###### (1) 平成22年度の特徴

- ①技術系職種の人物試験を、より制度の高いものとするため、専門口述も加えて実施した。
- ②人材確保のため、警察官採用試験の受験年齢要件上限を試験年度の4月1日を基準として30歳以下から33歳以下に引き上げた。
- ③採用試験の情報を広く周知するために、就職情報サイトによる情報発信を行った。

(2) 平成22年度の採用試験実施状況

① 実施概要

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第1次試験	第2次試験
県 職 員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (環境コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 農業 林業 水産 土木 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) 獣医師 薬剤師	22歳以上35歳以下 (飛)	教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">民間企業等経験者対象</div> 事務 (一般) (経済交流) 建築 土木	59歳以下	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事務(一般)</div> 教養試験(択一式) 論文試験 適性検査  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事務(経済交流)</div> 論文審査(事前提出) 教養試験(択一式) 論文試験 適性検査  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">建築・土木</div> 教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験 専門試験(口述式)
	保健師(警察職員)	35歳以下	教養試験(択一式) 専門試験(択一式)	論文試験 人物試験 適性検査 身体検査

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第 1 次試験	第 2 次試験
県 職 員 (短卒程度)	保育士	35歳以下	教養試験 (択一式) 専門試験 (択一式)  作文試験 適性検査	人物試験
県 職 員 (高卒程度)	一般事務 警察事務	<span style="border: 1px solid black;">一般事務</span> 18歳以上21歳以下  <span style="border: 1px solid black;">警察事務</span> 18歳以上23歳以下	<span style="border: 1px solid black;">一般事務</span> 教養試験 (択一式) 作文試験 適性検査  <span style="border: 1px solid black;">警察事務</span> 教養試験 (択一式) 作文試験	<span style="border: 1px solid black;">一般事務</span> 人物試験  <span style="border: 1px solid black;">警察事務</span> 人物試験 適性検査 身体検査
	<span style="border: 1px solid black;">身体障害者 対 象</span> 一般事務	18歳以上35歳以下	教養試験 (択一式) 適性検査	作文試験 人物試験
警 察 官 (警察官 A)	男性 女性 男性：武道／柔道 男性：武道／剣道	33歳以下	教養試験 (択一式) 論文試験	人物試験 適性検査 身体検査 体力検査 実 技 ※実技は武道 のみ
警 察 官 (警察官 B)	男性 女性	18歳以上33歳以下	教養試験 (択一式) 作文試験	人物試験 適性検査 身体検査 体力検査

※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。  
 ※(飛)は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。  
 ※第1次試験で実施した論(作)文試験及び適性検査は、第2次試験で評価・判定を行った。

② 実施日程

試験の種類	職種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
県職員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (環境コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 農業 林業 水産 土木 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) 獣医師 薬剤師	5月14日 ～31日	6月27日	7月2日	7月26日 ～ 8月9日	8月19日
	民間企業等経 験者対象 事務 (一般) (経済交流) 建築 土木	7月5日 ～22日	8月8日	8月19日	9月12日	9月17日
	保健師 (警察職員)	8月6日 ～23日	9月19日	10月7日	10月29日	11月30日
県職員 (短卒程度)	保育士	8月6日 ～23日	9月26日	10月1日	10月20日 ～21日	11月10日
県職員 (高卒程度)	一般事務 警察事務	8月6日 ～23日	9月26日	10月1日	一般事務 10月20日 ～21日  警察事務 11月8日	一般事務 11月10日  警察事務 11月30日
	身体障が い者対象 一般事務	8月6日 ～23日	9月19日	10月1日	10月19日	11月10日

試験の種類	職 種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
警察官 (警察官A)	男性 女性 男性: 武道/柔道 男性: 武道/剣道	4月 1日 ～20日	5月 9日	5月14日	6月 7日 ～ 9日	7月 2日
警察官 (警察官B)	男性 女性	8月 6日 ～23日	9月19日	10月 1日	11月 1日 ～ 2日	11月30日

③実施結果

(ア)県職員採用試験(大学卒業程度)

職 種	採 用 予定者数	申込者数 (人)			受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
事務 (一般コース)	18名程度	366	208	574	251	141	392	20	11	31	12.6	29
事務 (環境コース)	1名程度	13	5	18	6	4	10	0	0	0	—	0
総合化学 (一般コース)	2名程度	38	15	53	32	11	43	2	1	3	14.3	3
総合化学 (食品化学コース)	3名程度	4	6	10	3	6	9	1	2	3	3.0	3
農業	7名程度	38	21	59	22	16	38	5	5	10	3.8	9
林業	2名程度	9	6	15	6	5	11	1	2	3	3.7	3
水産	1名程度	14	1	15	11	1	12	1	1	2	6.0	2
土木	17名程度	73	10	83	58	7	65	13	4	17	3.8	15
社会福祉 (福祉コース)	3名程度	19	25	44	15	22	37	2	1	3	12.3	3
社会福祉 (心理コース)	2名程度	1	14	15	1	12	13	1	3	4	3.3	4
獣医師	8名程度	3	7	10	3	7	10	1	6	7	1.4	6
薬剤師	3名程度	4	4	8	4	3	7	0	3	3	2.3	3
計	67名程度	582	322	904	412	235	647	47	39	86	7.5	80
保健師 (警察職員)	1名程度	0	15	15	0	12	12	0	1	1	12.0	1
合計	68名程度	582	337	919	412	247	659	47	40	87		81

## (イ) 県職員採用試験(短大卒業程度)

職 種	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			受 験 者 数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
保育士	5名程度	15	43	58	13	36	49	0	7	7	7.0	6
計	5名程度	15	43	58	13	36	49	0	7	7	7.0	6

## (ウ) 県職員採用試験(高校卒業程度)

職 種	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			受 験 者 数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
一般事務	5名程度	42	45	87	38	42	80	6	4	10	8.0	9
警察事務	5名程度	69	69	138	55	53	108	2	7	9	12.0	6
計	10名程度	111	114	225	93	95	188	8	11	19	9.9	15
<small>身体障がい者対象</small> 一般事務	2名程度	8	3	11	8	3	11	2	0	2	5.5	2
合計	12名程度	119	117	236	101	98	199	10	11	21		17

## (エ) 県職員採用試験(民間企業等経験者対象)

職 種	採 用 予定者数	申 込 者 数 (人)			受 験 者 数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務 (一般)	3名程度	154	55	209	104	41	145	5	0	5	29.0	3
事務 (経済交流)	1名程度	8	1	9	7	1	8	1	0	1	8.0	1
建築	1名程度	11	0	11	7	0	7	2	0	2	3.5	2
土木	3名程度	42	0	42	31	0	31	4	0	4	7.8	3
計	8名程度	215	56	271	149	42	191	12	0	12	15.9	9

## (工)警察官採用試験(警察官A)

職 種	採 用 予定者数	申込者数 (人)	受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 (倍)	採用者数 (人)
男性	44名程度	222	194	50	3.9	41
女性	4名程度	52	43	7	6.1	4
男性 (武道/柔道)	1名程度	1	1	0	—	0
男性 (武道/剣道)	1名程度	1	1	1	1.0	1
計	50名程度	276	239	58	4.1	46

## (才)警察官採用試験(警察官B)

職 種	採 用 予定者数	申込者数 (人)	受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	競争率 (倍)	採用者数 (人)
男性	29名程度	186	169	34	5.0	33
女性	2名程度	22	18	4	4.5	4
計	31名程度	208	187	38	4.9	37

## 2 昇任試験

### (1) 昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和41年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

### (2) 平成22年度の実施状況

(単位：人)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐(警部)	123	121	22	5.5
係長(警部補)	102	101	37	2.7
主任(巡査部長)	139	138	52	2.7
計	364	360	111	

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

## 3 選考による任用

### (1) 選考により採用・昇任させる職

選考により採用・昇任させる職については、平成14年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第3項ただし書きによる承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成18年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難しい場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種とし直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせて整理を行った。

なお、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」については、平成19年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成20年度に「診療情報管理士」の職を、平成22年度に「生態系環境技術」の職を追加し、平成21年度には「文化財主事」の職を「競争により難しい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。

#### ① 人事委員会があらかじめ承認した職（採用、昇任共通）

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員（採用のみ）、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（採用のみ）、一般職非常勤職員（採用のみ）

#### ② 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職

（採用のみ）

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職

#### ③ 競争試験により難しい場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職（採用のみ）

保育士の職、薬剤師の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職

#### ④ 単純な労務に従事する職員の職（採用、昇任共通）

#### ⑤ 警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職（昇任のみ）

(2) 選考による採用・昇任の状況（平成22年度中の選考の実施状況）

① 選考による採用

(単位：人)

任命権者	行政職職員		教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
	役付 職員	役付職員 以外の職						
知事	14	16	2	—	1	9	2	44
教育委員会	2	5	10	—	—	—	2	19
警察本部	—	1	—	11	1	—	—	13
企業局	—	—	—	—	—	—	—	—
病院局	—	—	—	—	—	99	—	99
県議会	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	16	22	12	11	2	108	4	175

② 選考による昇任

(単位：人)

任命権者	行政職 職員	教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
知事	253	1	—	—	10	3	267
教育委員会	25	—	—	—	—	2	27
警察本部	19	—	23	—	—	—	42
企業局	4	—	—	—	—	—	4
病院局	7	—	—	—	45	—	52
県議会	2	—	—	—	—	—	2
その他	—	—	—	—	—	—	—
計	310	1	23	—	55	5	394

### 三 育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成19年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

(1) 育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成18年度に任用規則上制度化し、地公法第17条第3項但し書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一とした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（3年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

(2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）

平成19年度の制度導入にあわせ、地公法第17条第3項但し書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一とした。

#### 四 任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ること目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年度に設けられたものである。

平成16年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

##### 1 職種及び対象

###### (1) 特定任期付職員（任期：5年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

###### (2) 一般任期付職員（任期：5年以内）

- ①専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ②専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
- ③専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ④公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

###### (3) 上記以外の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

- ①一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合
- ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

###### (4) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

短時間勤務職員を（3）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

##### 2 平成22年度採用に係る承認実績

区分	所属	職	任用予定期間	業務内容	承認年月日
一般任期付職員 (更新)	倉吉東高等学校	教育相談員	(H19.6.1～ 22.3.31) 期間更新 ～H24.3.31	県立高等学校における生徒へのカウンセリング、教育相談に関する教員研修の企画・実施、スクールカウンセラーに対する指導・助言、学校内の教育相談体制づくりへの支援等	H22.3.18
一般任期付職員	鳥取県埋蔵文化財センター	文化財主事	H22.6.1～ H24.3.31	山陰道建設に係る埋蔵文化財の発掘調査業務（遺物の内容確認調査、調査成果報告書の作成）等	H22.5.14
一般任期付職員	鳥取県埋蔵文化財センター	文化財主事	H22.8.1～ H24.3.31	同上	H22.7.16

一般任期付職員	東部教育局	教育相談員	H22. 9. 1～ H24. 3. 31	県立高等学校における生徒へのカウンセリング、教育相談に関する教員研修の企画・実施、スクールカウンセラーに対する指導・助言、学校内の教育相談体制づくりへの支援等	H22. 8. 19
---------	-------	-------	--------------------------	---	------------

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第3項

## 五 任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成13年度に設けられたものである。

### 1 対象

#### (1) 招へい型研究員（任期：原則5年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

#### (2) 若手育成型研究員（任期：原則3年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の醸成に資する研究業務に従事させる場合

### 2 平成22年度採用に係る承認実績

なし

※承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」第3条第2項

## 六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和62年度に条例化された制度である。

平成22年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

21年度末 派遣人数	22年度中実績		22年度末 派遣人数
	派遣	復帰	
2	1	2	1

※報告根拠：「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」第9条第2項

## 七 公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成13年度に条例化された制度である。

平成21年度以降は、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し施策推進

を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（県職員の身分を有したまま派遣）のみとされた。

平成22年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

21年度末 派遣人数	左のうち21年度 中派遣期間終了 人数	22年度中実績		22年度末 派遣人数
		派 遣	復帰等	
38	14	12	0	36

※報告根拠：「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第9条

## 八 臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

平成22年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

任 命 権 者	採 用	期 間 更 新	計
知事	84	42	126
教育委員会	510	485	995
警察本部	0	0	0
計	594	527	1121

※報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

## 第2章 職員の給与

### 一 職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、平成22年4月1日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

#### (1) 給料表別人員、平均年齢、平均経年数、学歴別及び性別人員構成比

(平成22年4月1日現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経 験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,243	42.1	20.3	69.6	7.0	23.4	0.0	68.3	31.7
公安職給料表	1,201	40.1	19.3	54.2	2.1	43.5	0.2	95.3	4.7
教育職給料表(1)	1,744	42.8	20.2	94.7	2.2	3.1	—	60.1	39.9
教育職給料表(2)	3,696	45.1	22.5	99.3	0.7	—	—	48.7	51.3
研究職給料表	148	40.6	17.4	98.6	0.7	0.7	—	86.5	13.5
医療職給料表(1)	17	43.9	20.3	100.0	—	—	—	70.6	29.4
医療職給料表(2)	113	39.7	16.6	77.0	23.0	—	—	52.2	47.8
医療職給料表(3)	47	36.7	13.2	4.3	95.7	—	—	—	100.0
海事職給料表	35	44.0	23.8	17.1	31.4	48.6	2.9	100.0	—
全給料表	10,244	43.0	20.9	82.9	3.9	13.2	0.0	62.9	37.1

#### (2) 平均給与月額

(平成22年4月分)

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	315,116 円	347,679 円
扶養手当	10,196	9,864
管理職手当	8,484	5,974
地域手当	570	329
その他の手当	5,625	9,768
合計	339,991	373,614

(注) 給料には、切替に伴う差額及び教職調整額を含む。

## 二 民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成22年4月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所215事業所のうち、無作為に抽出した143事業所（うち5事業所は調査不能等により集計対象外）である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

### (1) 産業別、事業所規模別調査事業所数

産業	規模 規模計	3,000人	1,000人	500人	100人	50人
		以上	～ 2,999人	～ 999人	～ 499人	～ 99人
漁業	事業所 1	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 1	事業所 —
鉱業、建設業	12	3	—	—	2	7
製造業	64	3	2	5	39	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	29	10	2	5	9	3
卸売・小売業	12	2	—	—	7	3
金融・保険業、不動産業	5	1	1	1	2	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	15	2	1	4	8	—
合計	138	21	6	15	68	28

## (2) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 22 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)
支 店 長	人 11	歳 52.7	円 648,981	円 0	円 648,981
工 場 長	8	52.6	757,476	0	757,476
事 務 部 長	108	52.2	536,844	16	536,828
技 術 部 長	43	51.7	557,426	0	557,426
事 務 部 次 長	52	52.7	478,600	1,666	476,934
技 術 部 次 長	11	50.3	478,235	505	477,730
事 務 課 長	202	49.5	477,287	3,631	473,656
技 術 課 長	110	49.5	493,664	1,510	492,154
事 務 課 長 代 理	86	48.3	454,710	32,632	422,078
技 術 課 長 代 理	36	47.9	461,031	24,382	436,649
事 務 係 長	237	44.9	361,071	31,421	329,650
技 術 係 長	137	43.2	396,852	50,338	346,514
事 務 主 任	290	44.2	351,672	27,787	323,885
技 術 主 任	217	42.0	383,589	44,372	339,217
事 務 係 員	1,172	36.8	259,096	22,543	236,553
技 術 係 員	814	36.0	300,673	39,596	261,077

(注) 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。

(3) 学歴別初任給

職 種	学 歴	金 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	181,592 円
	短 大 卒	168,134 円
	高 校 卒	148,052 円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(4) 家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,115 円
配 偶 者 と 子 1 人	15,749 円
配 偶 者 と 子 2 人	19,736 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(5) 特別給の支給状況

区 分	企 業 規 模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	2.01 <sup>月分</sup>	1.99 <sup>月分</sup>	1.98 <sup>月分</sup>	2.74 <sup>月分</sup>
上 半 期	1.89	2.00	1.69	0.89
年 間 の 計	3.90	3.99	3.67	3.63

- 1 下半期は平成21年8月から平成22年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
- 2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。
- 3 端数処理をしているため、表中の上・下半期の計は必ずしも年間の計とは一致しない。

### 三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、平成22年10月1日及び平成23年2月2日、地方公務員法第8条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、それぞれ報告及び勧告を行った。

<職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告（平成22年10月1日）>

#### I 報告の概要

##### 第1 職員の給与に関する報告

###### 1 平成22年の民間給与との較差等について

- ・ 4月時点での月例給は、給与の減額改定、わたり廃止の経過措置の解消等が進んできた結果、月例給の比較における県職員給与は前年に比べ△4,955円（△1.43%）と確実に減少し、一方、民間事業所従業員は+170円（+0.05%）とわずかだが増加したことにより、公民較差は△0.27%と、平成16年の△0.71%以来6年ぶりに1%の数値を下回る結果となった。
- ・ また、平成22年度で確実に解消するわたり廃止の経過措置額を除いた場合の公民較差は△333円（△0.10%）と、公民はほぼ均衡した水準となっていると判断できる。
- ・ このため、地域の民間事業所従業員の給与水準に加え、国及び他の地方公共団体との給与水準の乖離の状況並びにわたり廃止の経過措置額等が確実に縮減している状況なども踏まえて総合的に判断することが、公務員に労働基本権が制約されていることの代償措置として給与勧告制度が設けられている趣旨に適うものであり、有能な人材の確保及び職員の職務執行に対する士気の確保等の観点を勘案しながら検討した結果、月例給の改定を見送ることが適当であると判断。
- ・ 特別給は、民間事業所で支払われた賞与等の支給月数が下期分（平成21年8月から平成22年1月まで）で厳しい経済情勢を反映して落ち込んだ（対前年△0.11月分）ものの、上期分（平成22年2月から同年7月まで）で1.89月分と増え（対前年+0.15月分）、ほぼ平成20年の同期分の水準（1.90月分）に回復したことにより、民間事業所で支払われた賞与等の特別給が県職員の期末手当及び勤勉手当を年間支給月数で0.04月分上回ることとなった。
- ・ 特別給については、地域の民間事業所の実態を反映させるという観点から、近年、国及び他の地方公共団体の支給月数と大きく異なることがあっても本県の民間事業所の支給月数と同じ支給月数としてきたところであり、平成22年も同様に取り扱うこととし、年間支給月数を0.04月分引き上げることが適当であると判断。
- ・ なお、国の勧告で人事院が新たに採用した、公民較差の解消に当たり年齢によって給料表の引下げや給与支給額の減額を行うという考え方について、本県では、国より厳しい高齢層の昇給抑制措置（平成20年4月より50歳以上を標準2号給、55歳以上を標準1号給に抑制）が行われていることなどから、高齢期の雇用問題等の議論と併せて、今後、検討を行う。

###### 2 月例給について

月例給については、給料表及び諸手当共に据置き。

###### 3 特別給（ボーナス）について

期末手当を引上げ。(0.04月分)

4 時間外勤務手当の算定方法の見直しについて

県内民間の実態を踏まえつつ、国及び他の地方公共団体の措置状況を勘案し、本県において月60時間の時間外勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務時間を含めることとし、平成23年度から実施。

5 教育職給料表の見直しについて

現在、小中学校と高等学校等に分かれている給料表の一本化に向けて、その課題を解消するための方法を幅広く検討し、早急に必要な措置を講じるよう任命権者に強く要請。

6 教員の手当等について

国の見直しの趣旨を踏まえながら検討の上、対応することが必要。

7 研究職給料表について

職務に応じた職位や給与の在り方について整理するなど任命権者での検討結果を踏まえて対応。

8 現行の給料表構造の是正について

現行の給料表は昇任・昇格に伴う給与額の引上げが十分に行われない構造となっているため、本県の民間事業所従業員の役付手当の状況等について本県独自に調査し、その結果に基づき分析・検討した結果、職務の級ごとの公民比較結果を重視した給料表の級別改定では必ずしも職位に照らした給料月額とはならないことから、給料表構造については国の俸給表構造を基本とし、現行の給料表構造を是正することが必要。

9 公民給与比較における役職対応関係について

納税者である県民に理解・納得される公民給与比較の在り方について、引き続き慎重に判断。

第2 人事管理に関する報告

1 仕事と家庭生活の両立支援について

- ・ 本年、育児休業の取得要件の緩和など、仕事と家庭生活の両立支援のための制度改正を実施。
- ・ 育児や介護に関する諸制度については、職員が積極的に利用するための周知と職場環境づくりが重要。

2 時間外勤務の縮減対策について

知事部局の「時間外勤務縮減に向けた全庁的運動」及び他の任命権者のこれに倣った取組により、着実に時間外勤務縮減の成果が上がっているところであるが、労働基準法の趣旨を踏まえて、適切な時間外勤務縮減に引き続き取り組むことが必要。

3 労働災害の防止について

労働安全に関する各種規制の遵守状況について、各職場自ら確認し、労働災害の防止に努めることが必要。

4 職員の健康保持について

- ・ 長期療養者に占める精神疾患の割合は依然高く、メンタルヘルス対策に取り組むことは引き続き重要。
- ・ 早期発見、適時・的確な対応が重要。

5 高齢期の雇用問題について

- ・ 国においては、定年延長に向けた制度見直しの骨格を示し、平成22年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行う予定。
  - ・ 本県においても国の動向を注視しながら高齢期の雇用問題について検討することが必要。
- 6 非常勤職員等の処遇及び障がい者の雇用について
- ・ 地方公務員の非常勤職員等の育児休業制度については、法律で規定されている事項があるため、国の動向を注視していくことが必要。
  - ・ 障がい者の雇用について促進するための諸課題について、引き続き検討をしていくことが必要。

## II 勧告の概要

### 第1 平成22年の給与改定のための関係条例の改正

#### 1 職員の給与に関する条例の改正

##### (1) 平成22年12月期の期末手当の支給割合

12月に支給される手当の支給割合を1.34月分（特定幹部職員にあつては1.14月分）とし、再任用職員については同月に支給される手当の支給割合を0.72月分（特定幹部職員にあつては0.62月分）とすること。

##### (2) 平成23年6月期以降の期末手当の支給割合

6月及び12月に支給される手当の支給割合をそれぞれ1.13月分及び1.32月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.93月分及び1.12月分）とし、再任用職員については、6月及び12月に支給される手当の支給割合をそれぞれ0.61月分及び0.71月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.51月分及び0.61月分）とすること。

#### 2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

##### (1) 平成22年12月期の期末手当の支給割合

12月に支給される手当の支給割合を1.56月分とすること。

##### (2) 平成23年6月期以降の期末手当の支給割合

6月及び12月に支給される手当の支給割合をそれぞれ1.39月分及び1.55月分とすること。

#### 3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

上記「2」に同じ。

### 第2 改定の実施時期

平成22年12月1日から実施すること。

## III 参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、平成22年11月議会で県給与条例の改正が行われ、当該勧告に沿った条例改正が行われた。

<職員の給与（研究職給料表の見直し）に関する報告及び勧告（平成23年2月2日）>

### I 報告の概要

## 第1 現状・課題

### 1 現状

本県の研究職給料表は、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用されており、その適用人員の数は平成22年4月現在で知事部局118人、教育委員会17人及び警察本部13人の計148人。

### 2 課題

一方で、本県の研究職給料表には、次のような課題が存在。

- ・ いわゆる「わたり」の廃止後の職位と職務の級の位置付け等が不明確。
- ・ 行政職給料表等との給与水準の不均衡により、同じ職種で採用等された職員又は行政職給料表等が適用される職との間で人事異動した職員への給与支給額に大きな増減が発生。

## 第2 任命権者の検討状況

### 1 組織及び職位

- ・ 試験研究等における業務管理や人材育成の充実を図る観点から、より組織力が発揮できるようにするため、組織体制上の職として研究職給料表に新たな職を設置し、また、組織体制上の職とは別に優れた研究成果をあげた職員についてはその研究能力や実績に応じた新たな職を設置。
- ・ 職位と職務の級の位置付けを明確にするため、行政職給料表の職務の級との均衡を勘案し、原則として一職位一級として整理。

### 2 研究職に係る処遇

- ・ 知事部局の場合、現場のニーズに対応した応用・実用化の研究や直面する課題解決に向けての試験研究等を行うため、引き続き技師等の職と一体的な人事管理の基本的な実施。
- ・ 専門的・科学的な知識と創意等をもって試験研究等に従事していることから引き続き研究職給料表を適用するが、原則として行政職給料表が適用される職との均衡を勘案して給与水準を決定。ただし、研究職給料表適用者のうち警察本部又は教育委員会の職員については、特定分野についての専門性に対応するため、専従的かつ継続的に当該分野について試験研究等に従事する研究職として募集・採用されていることなどを勘案して適切な処遇となるよう配慮。

## 第3 本委員会の考え

- ・ 本県の試験研究機関における職務及び人事管理の実態を踏まえ、上記のような任命権者の検討内容は妥当なものと思料。
- ・ 研究職給料表については、任命権者での検討内容を踏まえ、次のとおり見直すことが適当。
  - ① 国の研究職俸給表を基本とした研究職給料表を試験研究等に従事する職員に引き続き適用。
  - ② 研究職における職位と職務の級の位置付けを明確にするため、研究職給料表の級別標準職務表を行政職給料表の職務の級との均衡を勘案して一職位一級を基本として整理。
  - ③ 研究職給料表の給与水準は、原則として行政職給料表との均衡を考慮したものとす

ることが適當。

- ④ 研究職給料表適用者で警察本部又は教育委員会の職員の見直し後の処遇については、適切なものとなるように配慮。

## II 勧告の概要

### 第1 職員の給与に関する条例の改正

- 1 研究職給料表は、国の研究職俸給表を基本としつつ、原則として行政職給料表との均衡等を考慮した給与水準となるように改定すること。
- 2 研究職給料表の級別標準職務表は、職位と職務の級の位置付けを明確にするため、一職位一級として整理し、改定すること。
- 3 改定後の新しい研究職給料表への切替えは、別記の切替要領に基づき行うこと。

### 第2 改定の実施時期等

この改定は、平成23年4月1日から実施することとし、円滑な制度移行と激減緩和を図るための所要の経過措置を講じること。

## III 参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、平成23年2月議会で県給与条例の改正が行われ、当該勧告に沿った条例改正が行われた。

四 平成22年度の各所属との給与制度等に関する意見交換会実施状況

任命権者	所 属 名	意見交換の主な目的
知事部局	砂丘事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生管理体制の把握</li> <li>・時間外勤務の状況の把握</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
教育委員会	境高等学校 鳥取豊学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の勤務時間の管理状況の把握</li> <li>・時間外勤務命令の状況の把握</li> <li>・時間外勤務実績の管理状況の把握</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
警察本部	運転免許課	
計	4 所属	

### 第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

#### 一 概 説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第5項及び第6項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第35条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

#### 二 勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担勤務時間規則」という。）並びに運用通知の改正を行った。

項目	内容	施行期日	備考
時間外勤務代休制度の新設	<p>職員の給与に関する条例等の一部改正により時間外勤務代休時間制度が新設されたことに伴い、必要な事項を定めた。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務代休時間を指定できる期間は、時間外勤務をした月の末日の翌日から2月後の日までとした。</li> <li>・時間外勤務手当の支給割合の区分ごとの月60時間を超える時間外勤務の時間数に応じ、時間外勤務代休時間の時間数の算定方法を定めた。</li> <li>・その他時間外勤務代休時間の指定に関する手続等に関し必要な事項を定めた。</li> <li>・県費負担教職員についても上記に準じて改正した。</li> </ul>	平成22. 4. 1	規則・運用通知の改正
時間外勤務の制限（免除）の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために時間外勤務の制限の承認を請求する手続に係る規定を設けた。</li> <li>・その他所要の改正を行った。</li> </ul>	平成22. 6. 30	〃

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担教職員についても上記に準じて改正した。</li> </ul>		
特別休暇の拡大・新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子の看護休暇の取得要件に疾病の予防を図るために必要な子の世話を加え、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は同休暇の期間を年10日（改正前 年5日）の範囲内の期間とした。</li> <li>・要介護者の介護等を行うため年5日（要介護者が2人以上の場合は、年10日）の範囲内の期間、短期の介護休暇を取得できることとした。</li> <li>・県費負担教職員についても上記に準じて改正した。</li> </ul>	〃	〃
夏季休暇の期間の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季における職員の公務能率の向上等を図るため、夏季休暇の期間を連続する5日（改正前 4日）とした。</li> <li>・県費負担教職員についても上記に準じて改正した。</li> </ul>	平成23. 3. 11	〃
地震等の災害時における特別休暇の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震等の災害時に生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で職員以外にそれらの確保を行うことができないときに特別休暇を認める等所要の改正を行った。</li> <li>・県費負担教職員についても上記に準じて改正した。</li> </ul>	平成23. 3. 30	〃

### 三 職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第2条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

平成22年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が平成23年東北地方太平洋沖地震により滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要な場合	職員	公務の運営に支障のない範囲内でその都度必要と認める期間	平成23. 3. 18

※ 併せて臨時的任用職員についても、別の通知により同様の取扱いとした。

### 四 県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担勤務時間規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は県費負担勤務時間規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

平成22年度において本委員会が承認したものは次のとおり。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が平成23年東北地方太平洋沖地震により滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業等に自ら従事することが必要な場合	教職員	公務の運営に支障のない範囲内でその都度必要と認める期間	平成23. 3. 18

※ 併せて臨時的任用職員についても、別の通知により同様の取扱いとした。

## 第4章 職員の福祉及び利益の保護

### 一 概 説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は適切であり、かつ、公正でなければならないとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第41条）。

そして、同法第42条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての制度を規定している。

### 二 厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第43条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第45条）。

### 三 勤務条件に関する措置要求

#### 1 措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第46条～第48条）。

#### 2 措置要求事案の取扱状況

平成22年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

### 四 不利益処分に関する不服申立て

#### 1 不服申立ての意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に不服申立てを行うことができ、これを受けて人事委員会は、この不服申立てについて審査し、判定を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第49条の2～第51条の2）。

## 2 不服申立事案の取扱状況

平成22年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申立事案1件、年度中処理事案は0件、年度末の未処理事案は1件となっている。

## 3 平成22年度末係属事案

事 案 名	不服申立人	処分者	不服申立ての趣旨	審理経過	受付年月日
	審理方法				受理年月日
平成22年 (不)第6 号事案	A	B	懲戒免職処 分の取消又 は修正	準備手続開催 平成23年2月18日	平成22年10月29日
	口頭審理 (非公開)				平成22年11月10日

## 五 職員からの苦情処理

### 1 苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

### 2 苦情申出事案の取扱状況

平成22年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案3件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は2件となっている。

### 3 平成22年度中処理事案

事 案 名	申 出 人	申出の内容	処 理 結 果	受付年月日
	受付方法			処理年月日
22年-1号	A	勤務評定に関する疑問 及び不満	関係者への 聞取及び助 言	平成22年12月21日
	電子メール			平成23年1月20日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

## 第5章 職員団体

### 一 概 説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第52条第1項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定

### 二 職員団体の登録

#### 1 登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第53条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

- ① 職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 人事委員会に申出をすることにより法人となることができること。
- ③ 職員団体の役員の内籍専従が認められること。

#### 2 登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校 教職員組合	鳥取市大榎町7-1	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町7-1	連合体	昭和 41.10.7	有

### 3 平成22年度の職員団体登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		—
変 更 登 録	役員変更	3
	規約変更	—
合 計		3

### 三 管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
平成22. 11. 30	18	水産試験場に内部組織として試験船おしどりが置かれることに伴い、所要の改正を行った。
平成23. 3. 30	12	組織改正に伴い、税務専門員、総合事務所及び公文書館の参事、高等技術専門校の副校長等を管理職員等に加えたほか、所要の改正を行った。

## 第6章 労働基準監督

### 一 概 説

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（同法別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

### 二 労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第58条第5項、労働基準法別表第1）。

#### 1 人事委員会が職権を行使する機関 （平成23. 3. 31現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機 関 の 名 称
第12号	教育・研究・調査	49	職員人材開発センター 保育専門学院 看護専門学校 衛生環境研究所 消防学校 高等技術専門校 農業大学校 農林総合研究所（企画総務部を除く。） 水産試験場 とっとり賀露かにかっこ館 教育センター 青年の家 少年自然の家 むきばんだ史跡公園 埋蔵文化財センター 県立高等学校 盲学校（寄宿舍を除く。） 聾学校 養護学校 警察学校
別表第1以外	上記以外の機関	58	議会事務局 知事部局本庁（職員人材開発センター、衛生環境研究所、農業大学校及び農林総合研究所（企画総務部を除く。）を除く。） 取締船 消防防災航空センター 東京本部 関西本部 名古屋本部 公文書館 総合事務所県民局 総合事務所県税局 総合事務所生活環境局 工事検査事務所 福祉相談センター 児童相談所 婦人相談所 交通事故相談所 男女共同参画センター 総合事務所農林局 病虫害防除所 境港水産事務所 鳥取空港管理事務所 教育委員会事務局本庁（教育センターを除く。） 教育局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 警察本部 自動車警ら隊 自動車運転免許試験場 警察署
合 計		107	

## 2 労働基準監督署長が職権を行使する機関

(平成23. 3. 31現在)

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機関の名称
第1号	製造・加工	2	企業局東部事務所 企業局西部事務所
第3号	土木・建築	6	総合事務所県土整備局 鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	17	総合事務所福祉保健局 喜多原学園 皆成学園 総合療育センター 鳥取療育園 中部療育園 病院 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 家畜保健衛生所 盲学校寄宿舎
別表以外	上記以外の機関	2	企業局本局 病院局総務課
合計		27	

## 三 労働基準監督の職権の内容

### 1 労働基準法に基づく職権

- ・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第18条第2項）
- ・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第19条第2項及び第20条第3項）
- ・一斉休憩除外許可（労働基準法第34条第2項）
- ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第36条第1項）
- ・断続的勤務の許可（労働基準法第41条第3号）
- ・その他の業務

### 2 労働安全衛生法に基づく職権

- ・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第88条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第10条）
- ・ボイラー、第一種圧力容器等の検査等（性能検査を除く。性能検査は登録性能検査機関が行う。）（労働安全衛生法第38条、ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等）
- ・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第52条）
- ・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）
- ・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第12条第1項及び労働安全衛生規則第7条第2項等）
- ・その他の業務

#### 四 平成22年度の取組状況

##### 1 労働基準監督事項の取扱状況

項 目	処 理 件 数
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	47
解雇予告の除外認定	2
宿直又は日直勤務許可	2
貯蓄金管理に関する届の受理	—
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	31
労働者死傷病報告の受理	9
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	—
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	1
第一種圧力容器設置届の受理	—
落成検査	—
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	—
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	6
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	2
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	—
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	45
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	46
合 計	191

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和51年度以降（社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

## 2 その他

- (1) 本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結している県の機関・54事業場のうちから抽出した15事業場に対して、勤務時間管理の実態調査（付帯調査）を実施した。

その結果、36協定に違反し、若しくは労働基準法による目安時間を超過して時間外勤務を職員に行わせていた事業所又は職員の退庁時間と勤務時間の乖離が見受けられた事業所計13事業場に対して、36協定の遵守又は時間外勤務の縮減及び退庁時間の乖離の解消を求める指導等を行い、併せて当該事業場から改善内容の報告を求めた。

- (2) 危険な機械、有害な薬品等を取り扱う事業場で、労働安全衛生法その他の関係法令の遵守について疑義のある16事業場に対し、その取扱業務に関して必要な報告・届出等の手続、定期自主点検・作業環境測定・健康診断等の必要な対応がなされているかどうか調査した。

その結果、法令遵守の観点から何らかの問題点があると認められた14事業場に対し、関係法令にのっとり適正な対応を行うよう指導した。

五 平成22年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第1種圧力容器
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	1基	1基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1	—	1基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	—	1基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	—	2基
鳥取県立鳥取工業高等学校	鳥取市生山111	1基	—
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北3丁目250	—	2基
鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市江津260	—	1基
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260	—	1基
鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋堀廻り343	1基	—
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13-4	1基	—
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市伏野1550-1	1基	—
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水2-8	2基	—
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1基	—
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	—	1基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	1基	1基
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	1基	—
合計	16事業所	10基	11基

## 第7章 公平委員会の事務の受託

### 一 概 説

地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

### 二 受託団体

#### 1 町 村

(平成23年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富675-1	昭和29.10.1
若桜町	八頭郡若桜町若桜801-5	昭和40.4.1
智頭町	八頭郡智頭町智頭2072-1	昭和40.4.1
八頭町	八頭郡八頭町郡家493	平成17.3.31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬999-2	昭和29.10.1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留19-1	平成16.10.1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万591-2	平成16.9.1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿423-1	平成17.10.1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津872-15	昭和36.1.10
大山町	西伯郡大山町御来屋328	平成17.3.28
南部町	西伯郡南部町法勝寺377-1	平成16.10.1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長37-3	平成17.1.1
日南町	日野郡日南町霞800	昭和40.8.1
日野町	日野郡日野町根雨101	昭和40.8.1
江府町	日野郡江府町江尾475	昭和40.8.1
合 計	15 団 体	

## 2 一部事務組合

(平成23年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
境港管理組合	境港市大正町215 (みなとさかい交流館内)	昭和33. 4. 1
鳥取県町村職員退職手当組合	鳥取市東町1丁目271 (県町村会内)	昭和37. 7. 1
鳥取県町村消防災害補償組合	鳥取市東町1丁目271 (県町村会内)	昭和37. 7. 1
米子市日吉津村中学校組合	米子市加茂町1丁目1 (米子市役所内)	昭和37.10. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町18-2 (米子市淀江支所内)	昭和47.11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原1129-1 (米子市淀江支所内)	昭和47.11. 1
八頭環境施設組合	鳥取市河原町渡一木277 (鳥取市河原町総合支所内)	昭和49.10.29
日野病院組合	日野郡日野町野田332 (日野病院内)	平成 8. 7.15
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾475 (江府町役場内)	昭和42. 1. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場内)	昭和55. 4. 1
合 計	10 団 体	

## 3 広域連合

(平成23年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下112 (北栄町役場北条庁舎内)	平成10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場内)	平成11.10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島500 (湯梨浜町役場東郷庁舎内)	平成19.12.20
合 計	3 団 体	

## 三 受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している（地方公務員法第8条第2項）。

- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員からの苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定
- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査

#### 四 受託事務の取扱状況

##### 1 措置要求事案の取扱状況

平成22年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

##### 2 不服申立事案の取扱状況

平成22年度においては、前年度からの係属事案5件、年度中の新規申立事案は3件、年度中の処理事案0件で、年度末の未処理事案は8件となっている。

##### 3 平成22年度末係属事案

事 案 名	不服申立人	処分者	不服申立ての趣旨	審理経過	受付年月日
	審理方法				受理年月日
平成22年 (不)第1号 事案	A	I	戒告処分の 取消	第1回準備手続開催 平成22年 8月26日 第2回準備手続開催 平成22年11月26日 第1回口頭審理開催 平成23年 3月17日	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日
平成22年 (不)第2号 事案	B	I	戒告処分の 取消	第1回準備手続開催 平成22年 8月26日 第2回準備手続開催 平成22年11月26日 第1回口頭審理開催 平成23年 3月17日	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日
平成22年 (不)第3号 事案	C	J	戒告処分の 取消	第1回準備手続開催 平成22年 8月26日 第2回準備手続開催 平成22年11月26日 第1回口頭審理開催 平成23年 3月17日	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日
平成22年 (不)第4号 事案	D	J	戒告処分の 取消	第1回準備手続開催 平成22年 8月26日 第2回準備手続開催 平成22年11月26日 第1回口頭審理開催 平成23年 3月17日	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日
平成22年 (不)第5号 事案	E	J	減給処分の 取消	第1回準備手続開催 平成22年 8月26日 第2回準備手続開催 平成22年11月26日 第1回口頭審理開催 平成23年 3月17日	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日

事 案 名	不服申立人	処分者	不服申立て の趣旨	審理経過	受付年月日
	審理方法				受理年月日
平成23年 (不)第1号 事案	F	K	減給処分の 取消		平成23年2月24日
	書面審理				平成23年3月4日
平成23年 (不)第2号 事案	G	K	戒告処分の 取消		平成23年2月21日
	書面審理				平成23年3月4日
平成23年 (不)第3号 事案	H	K	戒告処分の 取消		平成23年2月21日
	書面審理				平成23年3月4日

(注) 不服申立人が特定される事項等については記載しない。

4 苦情申出事案の取扱状況

平成22年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案0件、年度中の処理事案0件であり、年度末の未処理事案は0件となっている。

5 平成22年度中処理事案

なし

6 職員団体の登録状況

(1) 職員団体の登録状況

(平成23年4月1日現在)

登録 番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単 位 団 体 ・ 連 合 体 の 別	登 録 年月日	法人格 の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位の別 ・連合の別	登録年月日	法人格の有無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾475 江府町役場内	単位団体	昭和 41. 10. 12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-1 岩美町役場内	単位団体	昭和 41. 11. 15	無
27	境港管理組合職員労働組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45. 1. 16	無
29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57. 2. 6	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57. 10. 29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61. 3. 24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-1	単位団体	昭和 63. 12. 27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 2. 10. 26	無
40	南部自治体職員労働組合	西伯郡南部町福成997-29	単位団体	平成 15. 3. 5	無
41	八頭町図書館司書職員労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22. 1. 19	無
合計	18団体				

(2) 平成22年度の登録申請取扱件数

区 分		件 数
新規登録		—
変更登録	役員変更	8
	規約変更	—
解散届		—
合計		8

7 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について

職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

平成22年度に当該認証を行った例はない。

8 管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、「公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第31号）」を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

平成22年度の人事委員会規則の改正状況は次のとおりである。

団 体 名	改 正 年 月 日	備 考
岩美町	平成22. 4. 23	組織の再編整備に伴う規定の改正
八頭町		
大山町		
南部町		
伯耆町		
江府町		
鳥取中部ふるさと広域連合		
三朝町	平成22. 8. 24	組織の再編整備に伴う規定の改正
八頭町	平成23. 3. 30	組織の再編整備に伴う規定の改正
湯梨浜町		
琴浦町		
鳥取中部ふるさと広域連合		

人事委員会委員・事務局職員名簿

1 人事委員会委員

(平成23年6月1日現在)

職名	氏名	任期	左のうち委員長任期
委員長	曾我紀厚	1期目 平成 19. 7. 1~21. 10. 20 2期目 平成 21. 10. 21~25. 10. 20	1期目 平成 20. 8. 17~21. 8. 16 2期目 平成 21. 8. 17~22. 8. 16 3期目 平成 22. 8. 19~23. 8. 18
委員	高橋敬一	1期目 平成 17. 3. 24~19. 7. 22 2期目 平成 19. 7. 23~23. 7. 22	平成19. 8. 17~20. 8. 16
委員	中原都	1期目 平成 22. 7. 19~26. 7. 18	

2 事務局職員

職名	氏名	就任年月日	
事務局長	西山秀雄	平成21年4月1日	
次長	加賀田啓	平成21年4月1日	
任用課	課長	山添久	平成23年4月1日
	副主幹	懸樋順一	平成21年4月1日
	主事	太田裕恵	平成23年4月1日
	主事	高橋和子	平成22年4月1日
	主事	山田直樹	平成20年4月1日
給与課	課長	稲田将	平成21年4月1日
	副主幹	新高謙一	平成22年4月1日
	主事	遠藤公亮	平成23年4月1日
	主事	小須田健一	平成22年4月1日

転出職員

職名	氏名	転出年月日	転出先
任用課 課長	西尾孝之	平成23年4月1日	労働委員会事務局 主幹
主事	宮本直美	平成23年4月1日	福祉保健部子育て支援 総室 主事
主事	西村晋作	平成23年4月1日	全国豊かな海づくり大会 推進課 主事
給与課 副主幹	川口豊長	平成23年5月17日	県議会事務局 副主幹